

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 (国税1)(法人税:義、所得税:外) (地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	自動車教習所業を営む者が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供する貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの(以下「教習用貨物自動車」という。)を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とするもの。【新設】
3	担当部局	交通局運転免許課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 投資と消費の拡大による「経済の好循環」を掲げるアベノミクスの実現に向け邁進する日本経済において、物流は、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える、経済社会に不可欠の構成要素である。 そして、物流の中心となる立場にある貨物自動車の安定確保と、これらの貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、いずれも物流の効率化に必要な不可欠なものであり、物流業界の発展とそこから波及する経済効果に大きく寄与するものである。 しかしながら、現状、物流業界は慢性的な労働力不足に陥っており、若年層を中心としたトラックドライバーの確保が進んでいないことが、事業者をして、事業拡大に向けた貨物自動車の新規取得等の設備投資を逡巡させる要因となっている。 このような状況の中で、地域輸送の中心となる立場にある最大積載量2トンクラスの貨物自動車を高校新卒者が運転することができないことが、若年層の活躍の場を狭め、トラックドライバーの安定供給に深刻な影響を与えているとして、18歳で取得可能な新たな免許区分の導入について、全日本トラック協会及び全国高等学校長協会から強い要望が寄せられていた。 これを受けて、今国会において、18歳で取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トンクラスの貨物自動車が該当する。)の自動車を運転するための準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)の創設を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正道路交通法」という。)が成立したところである。 改正道路交通法については、早期に高校新卒者の雇用促進に資するよう、公布後2年以内という短期間で施行することとしているが、トラックドライバーの安定供給のためには、制度の改正だけでなく、実際に多くの自動車教習所において準中型免許に係る技能教習が行われる必要があり、自動車教習所においては、同免許に係る教習用貨物自動車を新規に取得する必要がある。

この点、実際に貨物の運送の用に供される車両総重量 3.5トン以上の貨物自動車であれば、特別償却等の対象資産として税制面の優遇措置が既に講じられているが、このような貨物自動車を将来的に運転するトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車については、貨物を運送するために必要な構造を備えたものであるにもかかわらず、その取得に際して同様の税制面の優遇措置が講じられていない。

中小企業が大半を占める自動車教習所は、教習生の減少等の事情により厳しい経営を余儀なくされている現状にあり、改正道路交通法の施行に向け、多くの自動車教習所において、教習用貨物自動車の新規取得という積極的な設備投資を促し、トラックドライバーの安定供給につなげるためには、「実際に貨物の運送の用に供される車両総重量 3.5トン以上の貨物自動車」と同様、「呼び水」となるような税制面の優遇措置を講ずる必要がある。

(2) 施策の必要性

教習用貨物自動車は特別償却等の対象資産となり、今回創設される準中型免許に係る教習用貨物自動車の新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができる。

また、教習用貨物自動車の新規取得は、単に自動車教習所の設備投資を活性化させるだけでなく、1台 500万円を超える準中型免許に係る教習用貨物自動車の大規模需要については、トラックメーカーも強い関心を寄せているところであり、自動車部品メーカーを始めとする関連中小企業への発注拡大など、経済全体に波及する相乗効果も期待される。

さらに、自動車教習所が高い運転技能を備えたトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待されるところである。

以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講ずる必要がある、かつ、改正道路交通法の施行までに準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成 28 年度税制改正において措置する必要がある。

《政策目的の根拠》

○道路交通法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 40 号)

○交通政策基本法(平成 25 年法律第 92 号)

第 2 条(交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識)

第 21 条(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)

○交通政策基本計画(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)

第 2 章 基本的方針、目標と講ずべき施策

基本的方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる

○総合物流施策大綱(2013-2017)

2. 今後の物流施策の方向性と取組

(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

【物流を支える人材の確保・育成】

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 27 年度実績評価計画書(国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 業績目標2 運転者対策の推進</p> <p>(今国会で成立した改正道路交通法により、18 歳で取得可能な車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転するための準中型免許を創設することとし、改正道路交通法については公布後 2 年以内に施行することとしている。)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全国の自動車教習所(平成 26 年末現在で、1,555 所)に 1 教習所当たり 2 台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備し、同免許に係る技能教習の実施体制の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 自動車教習所における準中型免許に係る教習用貨物自動車の配備数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 そのため、準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の新規取得)を強力に後押しすることに資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	全国 1,555 所(平成 26 年末現在)の自動車教習所
		② 減収額	<p>《国税》 所得税: ▲30 百万円(税額控除の場合) 法人税: ▲356 百万円(特別償却の場合)、▲347 百万円(税額控除の場合)</p> <p>《地方税》 法人住民税及び法人事業税: ▲217 百万円(法人税の特別償却の場合) 法人住民税のみ: ▲45 百万円(法人税の税額控除の場合)</p> <p>※算出根拠は別添参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～31 年 3 月)</p> <p>改正道路交通法の施行に向け、多くの自動車教習所において、準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されることにより、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げが図られるとともに、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することが可能となる。</p> <p>また、高い運転技能を備えたトラックドライバーを育成することにより、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制が期待される。</p> <p>これらの政策目的の実現は、物流業界の慢性的な労働力不足の解消に寄与するだけでなく、物流の効率化に必要な貨物自動車の安定確保にもつながるものである。</p>

			<p>なお、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げを図るためには、準中型免許に係る技能教習において地域による偏在をなくす必要があり、また、物流業界の要望状況からも全国的に一定の取得需要が期待されることから、今後3年間で全国の自動車教習所への準中型免許に係る教習用貨物自動車の配備が見込まれる。さらに、技能教習の途中で教習車両が故障等した場合に備え、技能教習を再開するための代替車両をあらかじめ確保しておく必要があることから、1教習所当たり2台以上の配備が見込まれるものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>本特例措置により、税額控除と特別償却の選択適用が可能となり、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の新規取得)を強力に後押しすることとなり、自動車教習所における教習用貨物自動車の配備が促進され、準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が図られる。</p> <p>なお、租税特別措置等の直接的な効果に関する事後検証については、例えば、平成19年に中型免許が導入された際(租税特別措置等を設けず)と比較して、本措置が、自動車教習所にとって新たな免許区分に係る技能教習への参入や教習車両の新規取得のインセンティブとなったかどうか、アンケートを実施する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が円滑に進まず、物流業界へのトラックドライバーの安定供給に支障を来す。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>本特例措置により発生する税収の減少額は、トラックドライバーの安定供給による物流の効率化と、高い運転技能を備えたトラックドライバーの育成による物流業界の交通事故抑止という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、物流の効率化や物流業界における交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定しているものであることから、租税特別措置として妥当である。</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>物流は地域経済においても必要不可欠な要素であり、物流の中心的な立場にある貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、地域輸送の活性化や地域における交通の安全と円滑の確保に資する。</p>

10	有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

平成26年末現在の自動車教習所数

1 指定自動車教習所(道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項)

(1) 個人経営

所 … (a)

(2) 法人経営

所 … (b)

(3) 総数

所 … (a) + (b)

2 届出自動車教習所(道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第2項)

(1) 個人経営

所 … (c)

(2) 法人経営

所 … (d)

(3) 総数

所 … (c) + (d)

3 経営主体別の自動車教習所事業者数

(1) 個人経営(所得税の特別償却又は税額の特別控除を受ける者)

所 … (a) + (c)

(2) 法人経営(法人税の特別償却又は税額の特別控除を受ける法人)

所 … (b) + (d)

教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却等による減収見込額

1 所得税

(1) 特別償却の場合

事業者によって所得税率が異なるため、試算できない。

(2) 税額控除の場合

全国 所の個人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で
 × × = 円

が必要となる。

税額控除限度額は、これに100分の7を乗じた額

$$\text{1,289,128,800} \times 0.07 = \text{90,239,016} \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの所得税の減収見込額は、税額控除限度額を、配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\text{90,239,016} \div 3 = \text{30,079,672} \text{ 円}$$

となる。

2 法人税

(1) 特別償却の場合

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で
 × × = 円

が必要となる。

特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額

$$\text{14,876,962,200} \times 0.3 = \text{4,463,088,660} \text{ 円}$$

となる。

法人税の減収見込額は、これに法人税法第66条第1項に定められた税率(100分の23.9)を乗じた額

$$\text{4,463,088,660} \times 0.239 = \text{1,066,678,190} \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人税の減収見込額は、法人税の減収見込額を、配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\text{1,066,678,190} \div 3 = \text{355,559,397} \text{ 円}$$

となる。

(2) 税額控除の場合

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で
 × × = 円

が必要となる。

税額控除限度額は、これに100分の7を乗じた額

$$\text{14,876,962,200} \times 0.07 = \text{1,041,387,354} \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人税の減収見込額は、税額控除限度額を、配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\text{1,041,387,354} \div 3 = \text{347,129,118} \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格

教習用貨物自動車を取得した場合の地方法人二税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 法人税(特別償却の場合)

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で

$$\text{1,431} \times \text{2} \times \text{5,198,100} = \text{14,876,962,200} \text{ 円}$$

が必要となる。

特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額

$$\text{14,876,962,200} \times 0.3 = \text{4,463,088,660} \text{ 円}$$

となる。

法人税の減収見込額は、これに法人税法第66条第1項に定められた税率(100分の23.9)を乗じた額

$$\text{4,463,088,660} \times 0.239 = \text{1,066,678,190} \text{ 円}$$

となる。

2 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$\text{1,066,678,190} \times 0.129 = \text{137,601,486} \text{ 円}$$

となる。

3 法人事業税

(1) 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に5.1%
(外形法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$\text{4,463,088,660} \times 0.051 = \text{227,617,522} \text{ 円}$$

となる。

(2) 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に115.0%(外形
法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$\text{227,617,522} \times 1.15 = \text{261,760,150} \text{ 円}$$

となる。

(3) 法人事業税付加価値割

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0.56%
(外形法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$\text{4,463,088,660} \times 0.0056 = \text{24,993,296} \text{ 円}$$

となる。

(4) 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$\text{227,617,522} + \text{261,760,150} + \text{24,993,296} = \text{514,370,968} \text{ 円}$$

となる。

4 地方法人二税(法人住民税及び法人事業税)

地方法人二税の減収見込額は、上記2及び3を合算した額

$$\text{137,601,486} + \text{514,370,968} = \text{651,972,455} \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの地方法人二税の減収見込額は、地方法人二税の減収見込額を、
配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\text{651,972,455} \div 3 = \text{217,324,152} \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の税額控除)

1 法人税(税額控除の場合)

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で

$$\text{1,431} \times \text{2} \times \text{5,198,100} = \text{14,876,962,200} \text{ 円}$$

が必要となる。

法人税の減収見込額(=税額控除限度額)は、これに100分の7を乗じた額

$$\text{14,876,962,200} \times 0.07 = \text{1,041,387,354} \text{ 円}$$

となる。

2 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$\text{1,041,387,354} \times 0.129 = \text{134,338,969} \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人住民税の減収見込額を、配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\text{134,338,969} \div 3 = \text{44,779,656} \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格